資料1-1

○三芳町体育施設条例

平成21年9月18日 条例第25号 改正 平成21年12月11日条例第35号 平成24年2月1日条例第2号 平成25年3月25日条例第13号 平成26年2月3日条例第2号 平成26年2月3日条例第2号 平成28年12月15日条例第40号 平成30年6月15日条例第22号 平成30年12月3日条例第29号

(目的及び設置)

第1条 町民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、町民相互の親睦と健康の増進に寄与することを目的として、三芳町体育施設(以下「体育施設」という。) を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三芳町総合体育館	三芳町大字藤久保1100番地1
三芳町運動公園グラウンド	三芳町大字藤久保1118番地1
三芳町運動公園テニスコート	三芳町大字藤久保1120番地1
三芳町竹間沢テニスコート	三芳町大字竹間沢254番地1
三芳町弓道場	三芳町大字藤久保1120番地1
三芳町多目的広場	三芳町大字藤久保1120番地1

(指定管理者による管理)

第3条 体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3

項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。) に行わせるものとする。 (業務の範囲)

- 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 体育施設の利用に関する業務
 - (2) 体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
 - (3) 体育施設の施設、設備及び器具(以下「施設等」という。)の維持管理に関する 業務
 - (4) スポーツ及びレクリエーション事業の企画及び実施に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務 (休館日)
- 第5条 体育施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、指定 管理者が必要と認めるときは、町長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館日を設 けることができる。

(開館時間)

第6条 体育施設の開館時間は、次のとおりとする。

おり木 作月旭飲り 別は、「八りとねり」とする。				
体育施設の名称	開館時間			
三芳町総合体育館	午前9時から午後10時まで			
三芳町運動公園グラウンド	午前7時から午後9時まで			
三芳町運動公園テニスコート	1月・2月・11月・12月 午前8時から			
三芳町竹間沢テニスコート	午後4時まで			
	3月・4月・9月・10月 午前7時から午			
	後5時まで			
	5月・6月・7月・8月 午前6時から午後			
	6 時まで			
三芳町弓道場	午前7時から午後9時まで			
三芳町多目的広場	平日 午前9時から午後4時まで			
	土曜日、日曜日及び休日 午前8時から午後			

備考

休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を いい、平日とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、町長の承認を得て、期間を定め開館時間を変更することができる。

(利用の許可)

- 第7条 体育施設を利用する者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしない。
 - (1) 他人に迷惑を及ぼすおそれ又は場内の秩序を乱すおそれのあるとき。
 - (2) 体育施設の施設等を損傷し、又は滅失させるおそれのあるとき。
 - (3) その他体育施設の管理及び運営上支障があると認められるとき。
- 3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る 条件を付することができる。

(利用許可の取消し等)

- 第8条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の 各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止 し、又は当該許可を取り消すことができる。この場合において、利用者が損害を受ける ことがあっても、町又は指定管理者は、その責めを負わない。
 - (1) 許可申請に偽りがあったとき。
 - (2) 許可の条件に違反したとき。
 - (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (4) その他体育施設の維持管理上又は公益上特に必要があると認められるとき。

(遵守事項及び指示)

第9条 指定管理者は、規則で定める事項のほか、体育施設の利用者の遵守事項を定める ことができる。 2 指定管理者は、体育施設の管理上必要があるときは、利用者に対し、その都度適宜な 指示をすることができる。

(利用料金)

- 第10条 体育施設の利用料金は、別表第1から別表第6までに掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。
- 2 前項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

- 第11条 指定管理者は、規則であらかじめ定める利用について、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者が特に必要であると認めるときは、町長の承認 を得て利用料金の減額又は免除をすることができる。

(利用料金の返還)

- 第12条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。
 - (1) 体育施設の施設等の維持管理上又は公益上特に必要があるために利用の許可を取り消したとき。
 - (2) 利用者が自己の責めに帰することができない理由で体育施設を利用することができなかったとき。
 - (3) 規則で定める期間内に利用許可の取消しの承認を受けたとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、速やかに原状に復さなければならない。第8条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも同様とする。

(損害賠償)

第15条 自己の責めに帰すべき理由により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを

原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。 (町による管理運営)

第16条 指定管理者に代わって町が体育施設の管理を行う必要が生じた場合において、 次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句に読み替えるものとする。

tt o A D U D		<i>₹</i> ⁄* →Π
第3条見出し	指定管理者による管理	管理
第3条	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244	三芳町(以下
	条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定	「町」という。)
	管理者」という。)に行わせるものとする。	が行う。
第4条	指定管理者は	町長は
	料金(以下「利用料金」という。)	使用料
第5条及び第6条	指定管理者が必要と認めるときは、町長の承認を	町長が必要と認め
	得て	るときは、
第7条	指定管理者	町長
第8条	指定管理者は	町長は
	町又は指定管理者	町丁
第9条第1項	指定管理者は、町長が	町長は、
第9条第2項	指定管理者	町長
第10条見出し	利用料金	使用料
第10条第1項	利用料金	使用料
	 額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町	観とする。
	長の承認を得て定めるものとする。	
第11条見出し	利用料金	使用料
第11条第1項	指定管理者は	町長は
第11条第2項	指定管理者が特に必要であると認めるときは、町	町長が特に必要で
	長の承認を得て利用料金	あると認めるとき
		は、使用料

第12条(見出しを	利用料金	使用料
含む。)		
別表第1から別表第	利用料金	使用料
3まで		
別表第4	利用料金	使用料
	指定管理者は、町長の承認を得て	町長は
別表第5及び別表第	利用料金	使用料
6		

2 前項の場合において、第10条第2項の規定は、適用しない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(三芳町総合体育館条例等の廃止)

- 第2条 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 三芳町総合体育館条例(平成18年三芳町条例第5号)
 - (2) 三芳町総合運動場の設置及び管理に関する条例(昭和52年三芳町条例第13号)

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条各号の条例の規定によりされている利用の申請及び許可は、それぞれこの条例の相当規定によりされた利用の申請及び許可とみなす。

(準備行為)

第4条 体育施設の指定管理者の指定の手続に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成28年条例第40号)

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第22号)

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令和元年条例第3号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に改正前の三芳町体育施設条例の規定により利用の許可を 受けている者の利用料金については、改正後の三芳町体育施設条例の利用料金の規定に かかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第10条関係)

総合体育館における団体利用施設の利用料金

施設名/利用	午前	午後①	午後②	夜間①	夜間②	全日	超過の場
区分							合
時間	9:00	12:30	15:00	17:30	20:00	9:00	1時間に
	\sim 12:00	\sim 14:30	\sim 17:00	\sim 19:30	~22:00	~22:00	つき
アリーナ全面	3,140円	2,090円	2,090円	2,090円	2,090円	11,500円	1,040円
アリーナ半面	1,570円	1,040円	1,040円	1,040円	1,040円	5, 730円	520円
アリーナ1/	1,040円	780円	780円	780円	780円	4, 160円	410円
3面							
多目的室	1,570円	1,040円	1,040円	1,040円	1,040円	5, 730円	520円
武道場	1,570円	1,040円	1,040円	1,040円	1,040円	5, 730円	520円
研修室(大)	1, 150円	730円	730円	730円	730円	4,070円	360円
研修室(中)	830円	520円	520円	520円	520円	2,910円	260円
研修室(小)	310円	200円	200円	200円	200円	1,110円	100円

工人業士	010	000	000	000 III	000	1 1100	100⊞
小会議室	310円	200円	200円	200円	200円	1,110円	100円

備考

- (1) 利用は、各利用区分単位とし、超過の場合は、1時間単位で利用料金を徴収する。
- (2) ランニングコース及び選手控席はフィットネスルームの付属施設とみなす。ただし、アリーナを全面利用するとき又は運営上必要があるときは、アリーナと一体利用することができる。

別表第2(第10条関係)

総合体育館における団体利用施設の小分割利用の利用料金

施設名/利用	午前	午後①	午後②	夜間①	夜間②	全日	超過の場合
区分							
時間	9:00	12:30	15:00	17:30	20:00	9:00	1時間につ
	~12:00	\sim 14:30	\sim 17:00	~19:30	~22:00	~22:00	き
バドミントン	620円	410円	410円	410円	410円	2,260円	200円
1面							
卓球1面	200円	130円	130円	130円	130円	720円	50円

備考

- (1) 団体利用施設の小分割利用の場合に適用する。
- (2) 超過の場合は、1時間単位で利用料金を徴収する。

別表第3 (第10条関係)

総合体育館における個人利用施設の利用料金

施設名	利用区分		金額	備考
フィットネスルーム	町内に住所、勤	1回券	300円	1回2時間まで
	務先若しくは通	初回講習券	300円	
	学先を有する個			
	人又は団体(以			
	下「町内者」と			
	いう。)			
	町内に住所、勤	1 回券	500円	

務分	た若しくは通	初回講習券	500円	
学生	もを有しない			
個人	人又は団体			
	以下「町外			
者」	という。)			

備考

- (1) フィットネスルームを利用できる者は、15歳以上(中学生を除く。)で総合体育館が行う講習を受けた者とする。
- (2) 管理運営上必要があるときは、ランニングコースの利用を制限することができる。

別表第4 (第10条関係)

総合体育館における利用料金の増額

利用区分	適用等
団体利用施設の利用者が町外者の場合	町外者の利用料金は、別表第1の利用料金(以
(別表第2の小分割利用を除く。)	下「基本利用料金」という。)の2倍の額とす
	る。ただし、ふじみ野市及び富士見市に住所、勤
	務先若しくは通学先を有する個人又は当該個人が
	団体の構成員の3分の2を超える団体(以下「近
	隣者」という。)の利用料金は、当分の間、基本
	利用料金とする。
団体利用施設を目的外で利用する場合	アマチュアのスポーツ、レクリエーション及び
(別表第2の小分割利用を除く。)	社会教育活動以外の目的で利用する場合の利用料
	金は、次のとおりとする。
	(1) 町内者が利用する場合(近隣者を含む。)
	基本利用料金の3倍の額
	(2) 町外者が利用する場合 (近隣者を除く。)
	基本利用料金の6倍の額

	(3) 営利目的の場合 (1)及び(2)の2倍の額
個人利用施設(フィットネスルーム)	指定管理者は、町長の承認を得て、町外者(近
の利用者が町外者の場合	隣者を除く。)の個人の利用料金を別表第3の町
	内者の利用料金の2倍を超えない範囲内で増額で
	きるものとする。

別表第5 (第10条関係)

グラウンド、テニスコート及び弓道場の利用料金

1 運動施設

1 1137/10/10						
施設名		利用料金				
グラウンド 全面	大人	2時間につき	5,230円			
	小中学生	2時間につき	2,610円			
グラウンド 1/2面	大人	2時間につき	2,610円			
	小中学生	2時間につき	1,300円			
テニスコート (1面につき)	大人	2時間につき	620円			
	小中学生	2時間につき	310円			
弓道場(1的につき)	大人	2時間につき	150円			
	小中学生	2時間につき	70円			
多目的広場	無料					

2 照明施設

種別	利用料金
野球用(1面につき)	1時間につき 1,570円
ソフトボール用 (1面につき)	1時間につき 1,040円
陸上競技用	1 時間につき 3,140円

備考 全面利用の場合は、陸上競技用の額とする。

別表第6 (第10条関係)

グラウンド、テニスコート及び弓道場の利用料金の増額

利用区分	適用

利用者が町外者の場合	町外者の利用料金は、別表第5の利用料金
	(照明施設を除く。) の2倍の額とする。ただ
	し、近隣者は、当分の間、別表第5の利用料金
	とする。